

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数 (人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい及びたいを目的とする三枚網漁業	1	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから 3000 メートルのところ	8 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有している者	1 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。 2 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1) 目合 9 cm 以上 (2) 網の高さ 3 m 以下 (3) 網 1 反の長さ 70m 以下 (4) 1 隻の網の使用反数 15 反	令和 7 年 1 月 30 日から同年 2 月 28 日まで	許可日から令和 8 年 6 月 13 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

		ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から3300メートルのところ ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から4000メートルのところ ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点 ヘ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点 ト 千代ヶ埼突端			以下		
--	--	---	--	--	----	--	--